

## 資料編

### 資料1 計画策定推進委員会委員名簿

#### 健康泉大津21(第2次)計画策定推進委員会委員名簿

(敬称略)

	氏名	所属
◎	上野 昌江	大阪府立大学
○	三浦 浩介	泉大津市医師会
	黒田 収平	泉大津市歯科医師会
	坂口 信治	泉大津薬剤師会
	藤田 通子	泉大津・高石フリー活動栄養士会
	北山 貴史	泉大津市PTA協議会
	皆川 靖美	泉大津市衛生委員会
	寒 千栄子	泉大津市エイフボランタリーネットワーク
	川上 良雄	泉大津市自治会連合会
	殿井 明子	泉大津市食生活改善推進協議会
	高寺 久夫	泉大津市民生委員児童委員協議会
	竹田 道子	泉大津商工会議所
	宇田 裕二	泉大津市老人クラブ連合会
	安本 和世	公募市民
	石川奈生子	公募市民
	高井 玲子	大阪府和泉保健所
	鵜飼 理恵	泉大津市教育研究会 保健部会
	高井 蘭子	泉大津市高齢介護課
	岡田 路子	泉大津市こども未来課
	村井 春美	泉大津市保険年金課

平成26年7月12日現在

◎委員長

○副委員長

## 泉大津市食育推進計画（第2次）策定推進委員会名簿

(敬称略)

	氏 名	所 属
◎	森下 正博	元大阪府立食とみどりの総合技術センター
○	植田 福裕	羽衣国際大学
	信貴 邦夫	泉大津市医師会
	高橋 正生	泉大津市歯科医師会
	千田 尚子	泉大津薬剤師会
	高井 玲子	和泉保健所
	藤田 通子	泉大津・高石フリー活動栄養士会
	殿井 明子	泉大津市食生活改善推進協議会
	信貴 正憲	いずみの農業協同組合
	大野 きよ	泉大津消費者問題研究会
	植野 國廣	泉大津民間保育所協議会
	寒 とも子	泉大津市立保育所長会
	辻村 和子	泉大津市立幼稚園長会
	生田 晴良	泉大津市立小・中学校長会
	金森 亜希	泉大津市PTA協議会
	松下 智明	市民委員
	高島 直子	市民委員
	安本 和世	市民委員

平成26年7月12日現在

◎委員長

○副委員長

## 資料2 計画策定推進委員会設置要綱

### 健康泉大津21（第2次）計画策定推進委員会設置要綱

#### （目的及び設置）

第1条 泉大津市行動計画「健康泉大津21」の着実な推進を図るため、公民協働による健康泉大津21（第2次）計画策定推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### （組織）

第2条 委員会は、公募による市民、地域福祉等に関する活動を行う団体から推薦された者、保健・医療を目的とする事業関係者、学識経験を有する者及び本市職員（以下「委員」という。）をもって組織する。

- 2 委員は、30名以内とする。
- 3 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

#### （委員長及び副委員長）

第3条 委員会に委員長及び副委員長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### （会議）

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は必要に応じて委員長が召集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことはできない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席又は資料等の提出を求めることができる。
- 5 委員会は、必要に応じて部会を設置することができる。
- 6 会議は公開を原則とする。ただし、委員長が非公開とすることが適当と認めるときは、出席委員の過半数の同意により非公開とすることができます。

#### （評価）

第5条 評価については、国に準じて行う。

(守秘義務)

第6条 会議に出席した者、その他関係者は委員会について知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 事務局は健康福祉部健康推進課に置くものし、全ての会議の庶務を行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、健康福祉部長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1. この要綱は平成26年7月12日から施行する。

## 泉大津市食育推進計画（第2次）策定推進委員会設置要綱

### （目的及び設置）

第1条 食育基本法（平成17年法第63号）の本旨に基づき、泉大津市の食育推進計画（第2次）を策定・推進するため、泉大津市食育推進計画（第2次）策定推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### （組織）

第2条 委員会は、公募による市民、食育を推進する健康福祉分野、農林水産分野及び教育分野等の食育に関する学識経験者や関係団体及び行政機関の代表（以下「委員」という。）をもって組織する。

2 委員は、30名以内とする。

3 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

### （委員長及び副委員長）

第3条 委員会に委員長と副委員長を1人ずつ置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。

### （会議）

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は必要に応じて委員長が召集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは関係者の出席又は資料等の提出を求めることができる。

5 委員会は、必要に応じて部会を設置することができる。

6 会議は公開を原則とする。ただし、委員長が非公開とすることが適當と認めるときは、出席委員の過半数の同意により非公開とすることができます。

### （委員以外の者の出席）

第5条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

### （事務局会議）

第6条 委員会に付すべき議案の検討及び調整を行うため、必要に応じて事務局会議を開くことができる。

(守秘義務)

第7条 会議に出席した者、その他関係者は委員会に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、健康福祉部健康推進課において行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は平成26年7月12日から施行する。

## 資料3 用語解説

### あ行

#### 悪性新生物

がん並びに肉腫のことで、悪性腫瘍とも呼ばれます。細菌、ウイルスのように外から侵入していくものではなく、その人本来の細胞が変化したもので、内から発生したものです。

#### 一次予防

予防医学の考え方で、健康増進を図り病気を未然に防ぐことを指します。  
早期発見・早期治療等を内容とする「二次予防」、リハビリテーションの「三次予防」に対して用いる言葉です。

#### うちのお店も健康づくり応援団の店

大阪ヘルシー外食推進協議会が、府民の健康づくりに役立つよう、飲食店や惣菜店に対して、メニューの栄養成分表示やヘルシーメニューの提供などを進め、この取り組みに協力する店を「うちのお店も健康づくり応援団の店」としています。市内には、93のお店（平成26年現在）が健康づくり応援団に参加しています。

### か行

#### K6

K6とは、心の健康を崩されているかどうかの目安として開発された6項目の質問のことであり、選択肢を5段階として、これを採点し、その合計得点が9点以上の場合には、心の健康を崩されている可能性が高いとされています。

#### 健康寿命

健康寿命とは「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」のことです。

#### 合計特殊出生率

合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした場合の子どもの数を表わします。合計特殊出生率が2.1を下回ると、将来、人口が減少するとされています。

#### 孤食

家族と暮らしながら、親や子どもがそれぞれ違う時間に一人ひとり食事をとることです。

#### 個食

家族と一緒に食事をしながら、特別な事情もなく、それぞれが自分の好きな料理を食べることです。

## さ行

### COPD（慢性閉塞性肺疾患）

慢性的に肺や気管支が閉塞している病気で、肺への空気の出し入れが慢性的に悪くなり、ゆっくりと悪化していく病気です。たばこの影響が大きく、「たばこ病」ともいわれています。

### 食事バランスガイド

平成17年6月に、「食生活指針」を具体的な行動に移すためのものとして、厚生労働省と農林水産省が策定したもの。望ましい食事のとり方やおおよその量がわかりやすくイラストで示されています。

### 生活習慣病

食事や運動、喫煙、飲酒、ストレスなどの生活習慣が深く関与して発症する疾患の総称です。脳血管疾患、心疾患、および脳血管疾患や心疾患の危険因子となる動脈硬化症、糖尿病、高血圧症、脂質異常症などはいずれも生活習慣病です。

### 受動喫煙

たばこの火のついたところから立ち上がる煙や、たばこを吸っている人が吐き出した煙を、自分の意志とは無関係に吸いこんでしまうことを受動喫煙といいます。

## た行

### 地産地消

地元で生産されたものを地元で消費することをいいます。地域の消費者ニーズに即応した農水産物の生産と生産された農水産物を地域で消費しようとする活動を通じて、生産者と消費者を結びつける取り組みです。

### 中食

惣菜や弁当、調理済み食品を購入してきたり、出前やケータリングで調達した食べ物で食事を済ませることで、家庭内で調理する過程が省略された食事のことです。

### 特定健診

メタボリックシンドロームの状態を早期にみつけるための健康診査です。国の特定健康診査等基本方針に即して各保険者が作成する特定健康診査等実施計画に基づき、40歳～74歳の被保険者およびその被扶養者を対象に行うものです。

### 特定保健指導

特定健診の結果に基づき、メタボリックシンドロームの該当者には積極的支援、メタボリックシンドロームの予備群には動機付け支援を行い、運動や食生活を見直すことで、メタボリックシンドロームの改善と生活習慣病の予防をめざすものです。

## は行

### 標準化死亡比

年齢構成が異なる集団間（例えば泉大津市と全国）の死亡傾向を比較するものとして用いられ、標準化死亡比が基準値（1.000）より大きい場合、その地域（泉大津市）の死亡率は、基準となる集団（全国）より高いということを示しています。

### BMI（ボディ・マス・インディクス）

身長と体重から算出される体格指数で、 $BMI = \frac{体重(kg)}{身長(m)^2}$ を標準とする日本肥満学会の指標のことです。計算は次の式で行います。

$$BMI = \frac{体重(kg)}{身長(m)^2}$$

## ま行

### メタボリックシンドローム

内臓に脂肪が蓄積している内臓脂肪型肥満に加え、脂質異常、高血圧、高血糖といった生活習慣病の危険因子を2つ以上持っている状態のことをいいます。糖尿病や高血圧症、脂質異常症の一歩手前の段階でも、これらが内臓脂肪型肥満をベースに複数重なることによって、動脈硬化を進行させ、心臓病や脳卒中の危険性が高くなります。

## ら行

### ライフステージ

人間の一生におけるそれぞれの段階のことをいいます。

### ライフスタイル

生活様式のことで、衣食住などの日常生活から娯楽や仕事、居住地の選択、社会との関わり方までを含む広い意味の生き方のことをいいます。

### 口コモティブシンドローム（運動器症候群）

「立つ」「歩く」など人の動きをコントロールするための体の器官や組織（＝運動器）が衰えている、または、衰え始めている状態のことで、略して「口コモ」と呼ばれています。「口コモ」が進むと、寝たきりになったり、介護が必要になります。

### ローレル指数

児童・生徒の肥満の程度を表す指数です。130程度で標準的な体型とされ、プラスマイナス15程度に収まっていれば標準とされています。

肥満の判定基準は160以上で一般には120～130が正常とされています。計算は次の式で行います。

$$\text{ローレル指数} = \frac{\text{体重}(kg)}{\text{身長}(cm)^2} \times 10,000,000$$

**第2次  
健康泉大津 21 計画・泉大津市食育推進計画**

平成 27 年 3 月

編集・発行 泉大津市役所健康推進課（泉大津市立保健センター）  
〒595-0013 泉大津市宮町 2 番 25 号  
電話番号：0725-33-8181 ファクス：0725-33-4543